

事務所だより

第184号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「化学物質管理強調月間」

初の化学物質管理
強調月間

強調月間

職場で製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われていて、そのうち、危険性や有害性がある化学物質は約二千九百程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、昨年4月に施行されました。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月1日から2月28日までの1か月間実施することとして、今年度が初めてとなります。

スローガン（金賞）は次のとおりです。

『正しく理解 正しく管理
化学物質と向き合おう』

事業者の実施事項

- 1、製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
- 2、特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- 3、ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ・ 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- ・ SDS等による把握した

危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づけばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

・ ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

・ 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進・皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認

・ 特殊健康診断等による健康管理の徹底

・ 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

・ 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

4、化学物質管理者の選任状況の確認

5、日常の化学物質管理の総

点検（※別表参照）

6、事業者又は化学物質管理者による職場巡視

7、スローガン等の掲示（スローガンは、必要に応じて上記の中から選択）

8、有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

9、化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

任意継続被保険者の標準報酬月額上限について

協会けんぽの令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、32万円となる予定です。（今年度は30万円です）

協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額は、

① 資格を喪失した時の標準報酬月額

② 前年（1月から3月までの標準報酬月額）については、

前々年）の9月30日時点における全ての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額のうちから少ない額と規定されています。

このため、毎年度②の額が、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

令和6年9月30日時点の協

Q 1か月前から私傷病で休職中の従業員がいます。傷病手当金の申請手続きのため本人へ連絡したところ退職を申し出てきました。退職した場合、傷病手当金の申請手続きはどうすればよいでしょうか？

退職後の傷病手当金

A 傷病手当金は、私傷病の療養のため仕事を休んだ日から連続3日間の待期期間の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して医師の証明を受けて申請することで、支給されます。退職後も、次の要件を満たせば受給することができます。

- ① 退職日までに継続して1年以上の被保険者期間があること。（任意継続や国民健康保険の加入期間は除く。）
- ② 退職日の翌日時点で傷病手当金を受給している、または受給条件を満たしていること。
- ③ 連続3日間の待期期間があり、その翌日（4日目）以降に退職していること。（待期期間是有給休暇、土日・祝日等の公休日でも構わない）

休業日から退職日までの勤務状況欄は事業主の証明が必要です。退職後の申請書提出は、本人や家族等が行います。

なお、以下の場合には傷病手当金の金額が調整されます。

- ① 給与・手当が支給されている場合
 - ② 傷病手当金と同じ傷病等で障害厚生年金または障害手当金を受けている場合
 - ③ 退職後に老齢退職年金を受けている場合
 - ④ 労災保険から休業補償給付を受けているときに、仕事とは関係のない病気やケガで仕事に就けなくなった場合
 - ⑤ 出産手当金を受けている場合
- ただし、①から⑤の額が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の上限額は312,550円です（標準報酬月額第23級・32万円に該当）。なお、保険料は都道府県により異なります。

1月の労務手続
「提出先・納付先」

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
「郵便局または銀行」

20日
○特例による源泉徴収税額の納付（前年7月～12月分）
「郵便局または銀行」

31日
○労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、10月～12月分）
「労働基準監督署」

○労働保険料の納付（延納第3期分）
「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計票）の提出
「税務署」

○給与支払報告書の提出（1月1日現在のもの）
「市区町村」

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで
○給与所得者の扶養控除等申告書の提出
「給与の支払者」

○本年分所得税源泉徴収簿の書き換え
「給与の支払者」

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL <http://k-fujita-sr.com>

編集後記

年賀状仕舞いをされる方が増えていくとことです。年賀状で「お正月」を感じる派としては、少し寂しさを感じます。

（ぎん）